

第1部 計画の策定にあたって

第1章 北九州市のこれまでの取組

(1) 公害の克服

北九州市は、明治34年の官営八幡製鉄所の操業開始以降、化学、窯業、セメント、電力などの工場が進出し、四大工業地帯の一つとして我が国の経済成長に大きく貢献してきました。しかしながら、昭和30年代半ばから昭和40年代半ばにかけての急激な経済発展の過程で、大気汚染や水質汚濁などの公害をもたらすことになりました。このような深刻な状況の中で、市民、事業者、行政等の関係者が一体となって精力的かつ総合的な取組（事業者においては、クリーナープロダクションをはじめとする自主的な環境保全措置を進め、行政においては、昭和46年に「北九州市公害防止条例」の制定、昭和47年に「北九州地域公害防止計画」の策定と、公害防止に関する各種施策を実施）を実施したことにより、昭和50年代後半には劇的に改善されることとなりました。

しかし、今日においてもなお、PM2.5（微小粒子状物質）をはじめとする大気汚染などが問題となっており、また、途上国においては、これから様々な公害問題が発生するおそれがあります。そのため、引き続き市民、事業者、行政等の関係者が連携して公害対策に取り組むとともに、これまでの経験を生かして、海外の公害問題にも積極的に貢献しています。

(2) 快適環境都市の創造

公害を克服した昭和50年代後半から、政策の重点は公害対策から快適な都市環境の創造へと移っていきました。

昭和63年には、市民生活の質的向上と安全で快適な環境都市づくりを目指した本市の基本構想「北九州市ルネッサンス構想」を策定し、平成5年に、快適な環境づくりに顕著な功績のあった自治体に対して表彰される「アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体表彰」を受賞、全国的に「快適環境都市・北九州」として高い評価を受けました。

昭和60年代になると、地球温暖化や酸性雨などの地球規模の環境問題がクローズアップされるようになり、様々な分野での地球環境保全への取組が重要視されてきました。本市では、平成8年に「アジェンダ21」の地域版（ローカルアジェンダ）を策定、さらに平成12年には、「北九州市環境基本条例」を制定し、地球環境保全を含む環境保全に関する取組を総合的・計画的に推進してきました。

こうした取組は、環境首都ブランド・デザインや本環境基本計画に引き継がれています。

(3) 環境国際協力の推進

本市では、産業公害を克服する過程で培われた環境保全技術等を、同様の問題に苦しんでいる開発途上国に役立ててもらおうと、昭和60年代から他の自治体に先駆けて、環境国際協力を推進してきました。このような公害対策や環境協力の取組は、UNEP（国連環境計画）グローバル500（平成2年）、国連地方自治体表彰（平成4年）の受賞という形で実を結び、国際的にも高い評価を受けることとなりました。

平成8年には、友好都市である中国・大連市との環境国際協力に関する本市のプランが、我が国初の、地方が提案した政府ODAに位置付けられ、同市の大幅な環境改善に繋がりました。

このような成果が国際的に高く評価され、平成14年に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）」において、サミットの合意文書である「実施計画」に、北九州市をモデルにしたアジア太平洋地域における都市の環境改善を国際的に支援する仕組みである「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」が明記されました。

さらなる都市間環境協力の推進を図るため、平成9年に設立されたアジア環境協力都市ネットワーク（5か国・7都市）と、平成12年に設立された北九州イニシアティブ・ネットワーク（19か国・173都市）を再編し、平成22年に「アジア環境都市機構」を創設しました。その結果、より効果的な効率運営を図るとともに、平成16年に設立された「東アジア経済交流推進機構環境部会」とも連携しながら、様々な取組を実施しています。

さらに、同年6月には、環境ビジネスの手法を活用し技術輸出を行うことで、アジアの低炭素社会の実現と本市の地域経済の活性化を図るための中核機関として、「アジア低炭素化センター」を開設し、国や国際機関と積極的に連携しながら、都市間環境国際協力を推進しています。

（4）循環型都市づくり

本市では、環境保全施策に取り組んできた一方、ものづくりの幅広い裾野を持つ産業技術の集積をもとに、「あらゆる廃棄物を他の産業分野の原料として活用し、最終的に廃棄物をゼロにすること（ゼロ・エミッション）」を目指し、都市における循環型社会の構築を図る先駆的な取組も進めてきました。

特に、平成9年に、全国に先駆けて国からエコタウンプランの承認を受け、「産業振興」と「環境保全」を統合したリサイクル産業を中心とするエコタウンの構築を進めてきました。

平成16年には、エコタウンの対象エリアを市域全体に拡大し、従来の環境・リサイクル産業の集積に加え、リユース事業や太陽光パネル等のリサイクルなどの新たな環境産業の誘致・展開、環境配慮製品の促進、産業廃棄物処理業の優良化など新たな事業を進めています。

一方、市民の日常生活においても、発生抑制、再使用、再資源化といった循環型のライフスタイルを目指し、平成10年7月の家庭ごみ有料指定袋制の導入以来、平成16年10月の事業系ごみ対策、平成18年7月の家庭ごみ収集制度の見直しなど具体的な施策を展開してきました。

平成23年8月に、従来の「循環型」の取組に「低炭素」、「自然共生」の取組を加え、先駆的な廃棄物行政のあり方を示す「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。同計画は、安全・安心の確保や低炭素・自然共生の取組の進捗などを踏まえ、平成28年8月に改定され、更なる循環型都市の構築を進めています。

（5）エネルギー拠点都市づくり

本市では、地球温暖化対策や、東日本大震災を踏まえた地域でのエネルギーセキュリティ強化といった観点から、エネルギー拠点化に向けた様々な取組を進めています。

平成22年4月には、国の「次世代エネルギー・社会システム実証」地域の一つとして、「北九州スマートコミュニティ創造事業」が選定され、八幡東区の東田地区において企業や住民の協力を得ながら実証事業を実施しました。その成果を生かし、平成27年12月に、地域エネル

ギー会社である(株)北九州パワーを設立し、市内のエネルギーマネジメント実現に向けて検討を進めています。

また、同じ東田地区において、水素を市街地にパイプラインで供給し利用するという、コミュニティレベルでは世界初の実証事業を実施するとともに、まちなかにおける水素ステーションや燃料電池自動車（FCV）の普及促進を進めるなど、本市の水素社会実現に向けた取組も進めています。

さらに、多様なエネルギー関連施設が集積する響灘地区は地域エネルギー拠点として平成19年、経済産業省から次世代エネルギーパークに第一号として認定されました。同地区は、地域エネルギー拠点として太陽光発電やバイオマス発電の集積を進めており、近年では、大規模な洋上風力発電所の設置とともに、風力発電関連産業の総合拠点化に向けた取組を進めています。

(6)環境モデル都市・環境未来都市・グリーン成長都市としての取組

本市は、平成20年7月に、低炭素社会の実現に向け、温室効果ガスの大幅な削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする「環境モデル都市」に全国第一号として選定されました。平成21年3月には、「北九州市環境モデル都市行動計画（北九州グリーンフロンティアプラン）」を策定（平成28年8月改定「北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画（北九州ニューグリーンフロンティアプラン）」）し、取組を進めています。

さらに、平成23年12月には、我が国及び世界が直面する地球温暖化、資源・エネルギーといった環境問題に加え、人口減少や超高齢化など社会的な課題に他都市に先駆けて取り組む「環境未来都市」にも選定されました。平成24年5月には「北九州市環境未来都市計画」を策定し、適宜改定を加えながら、「環境」、「超高齢化」、「国際化」などの課題に取り組み、「誰もが暮らしたいまち」「誰もが活力あるまち」の実現を目指しています。

また、同じく12月には、国の総合特区の第一次指定として、本市及び福岡県、福岡市で共同申請した「グリーンアジア国際戦略総合特区」が国際戦略総合特別区域として選定されました。同選定を踏まえ、「環境」と「アジア」をキーワードに国内外の投資を呼び込み、雇用を創出し、地域経済を活性化する緑の成長戦略を進めています。

一方で、国際的にも、平成23年6月に、OECD（経済協力開発機構）から、「グリーン成長都市」としてアジアで初めて選定され、パリやシカゴ、ストックホルムと並び、施策、事業、成果等について、OECDによる分析・評価を受けました。

本市は、全国の都市に先駆けて、人口減少や高齢化などの課題に直面する一方で、地球温暖化や資源循環などの環境問題への対応も進めており、この取組は、我が国のみならず、世界においても適用可能な都市モデルを示そうとするものです。

(7)北九州市の新たな挑戦

平成27年11月から、新興国や途上国を含む196か国・地域が参加して、「気候変動枠組条約」の第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリで開催されました。その結果、全締約国が、21世紀末までの世界の平均気温の上昇を、工業化前に比べ2度未満に抑える「2度目標」に加え、1.5度以内へ向けて努力するとする目標が明記された「パリ協定」が採択されました。我が国では、その後「地球温暖化対策計画」を策定し、その中で2030年に2013年度比で温室効

果ガスを26%削減する目標を掲げています。さらに、平成29年3月には、環境省中央環境審議会地球環境部会において、「長期低炭素ビジョン」が示され、2050年における80%削減とともに、その先にある「脱炭素社会」実現への道筋が示されました。本市は既に、2005年度比で2030年までに30%、2050年までに50%以上の温室効果ガス削減を図る目標を設定し、さらに、本市のみならずアジア地域での排出量削減も進めていくこととしています。今後、アジアをはじめとする国際社会における低炭素化に向けた議論の状況を見据えつつ、目標の上積みを図り、本市内の努力と国際協力を通じた、世界全体の低炭素化に向けた取組を加速していきます。

同時に、平成27年9月に開催された国連「持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発目標」(SDGs)を中核とする、「2030アジェンダ」が採択されました。SDGsは、2000年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の理念を取り込みつつ、先進国を含む全ての国々に対する17の目標を設定し、経済、社会、環境の統合を目指すものです。我が国では2016年5月に「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を設置し、実施指針を決定・発表するなどして、地方自治体や企業を含むあらゆる役割主体(ステークホルダー)と協力して取組を進めることとしています。本市は既に、環境首都グランド・デザインや環境未来都市計画などにおいて、環境・経済・社会の統合を進めてきており、SDGsにおける世界のトップランナーを目指していきます。

さらに、平成28年に我が国で開催されたG7伊勢志摩サミットに先立ち、本市で開催されたG7北九州エネルギー大臣会合では、「グローバル成長を支えるエネルギー安全保障」の大きなテーマのもと、(1)エネルギー投資の促進、(2)エネルギー安全保障の強化、(3)持続可能なエネルギーについて議論を深め、共同声明「グローバル成長を支えるエネルギー安全保障のための北九州イニシアティブ」が採択されました。本共同声明では、クリーンエネルギーの技術開発への投資やエネルギー効率向上のための質の高いインフラ投資の重要性が指摘されており、本市の地域エネルギー拠点化推進事業などを通じて、イニシアティブの実現を図っていきます。

(8)世界の環境首都とSDGsの実現を目指して

現在、地球温暖化問題をはじめとして、地球的規模で進んでいる環境問題の解決に向けては、「環境は人の生存を支えるために欠くことのできないもの」との原点に立ち返った上で、環境の恵みを、現在の世代の人々や、将来の世代の人々が公平に受けられるよう、また、すべての人が人として尊厳を守られる社会をしっかりと継承していくことが必要です。そのためには、一人ひとりがそれぞれの地域の実情にあった環境への取組を実践することが鍵となります。

北九州市は、豊かな自然と環境に配慮した多くの産業や技術、環境問題に積極的に取り組んできた歴史と人々の力があります。わたしたちの使命は、この資産と能力を生かし、わたしたちの暮らしを変え、まちを変えていくことで、日本を変え、そして世界を変えていくことです。

こうした背景と決意を踏まえ、市民・NPO、事業者、行政などが幾度の議論を重ね、平成16年10月に、世界の環境首都を目指し、市民・NPO、事業者、行政が共に取り組む活動ビジョンである「グランド・デザイン」を策定しました。

この環境首都グランド・デザインでは、「自分が変われば、まちが変わる。地域の取組が世界を変え、地球を良くしていく」ことを前提に、わたしたち一人ひとりが主役となっています。その上で、経済的・物質的な豊かさだけでなく、多様性、公平性、安心、希望や感動や生き

がい、優しさや誇りなど、精神的な豊かさを総合したものを、「真の豊かさ」とした上で、未来の世代に引き継ぐことを基本理念にしています。そのために、「共に生き、共に創る」、「環境で経済を拓く」、「都市の持続可能性を高める」の3つの柱を掲げ、北九州市民環境行動10原則を定めました。

その後、環境首都グランド・デザインを実現するために、行政が取り組むことを明らかにし、その実効性を担保する行政計画として、本環境基本計画を策定しています。

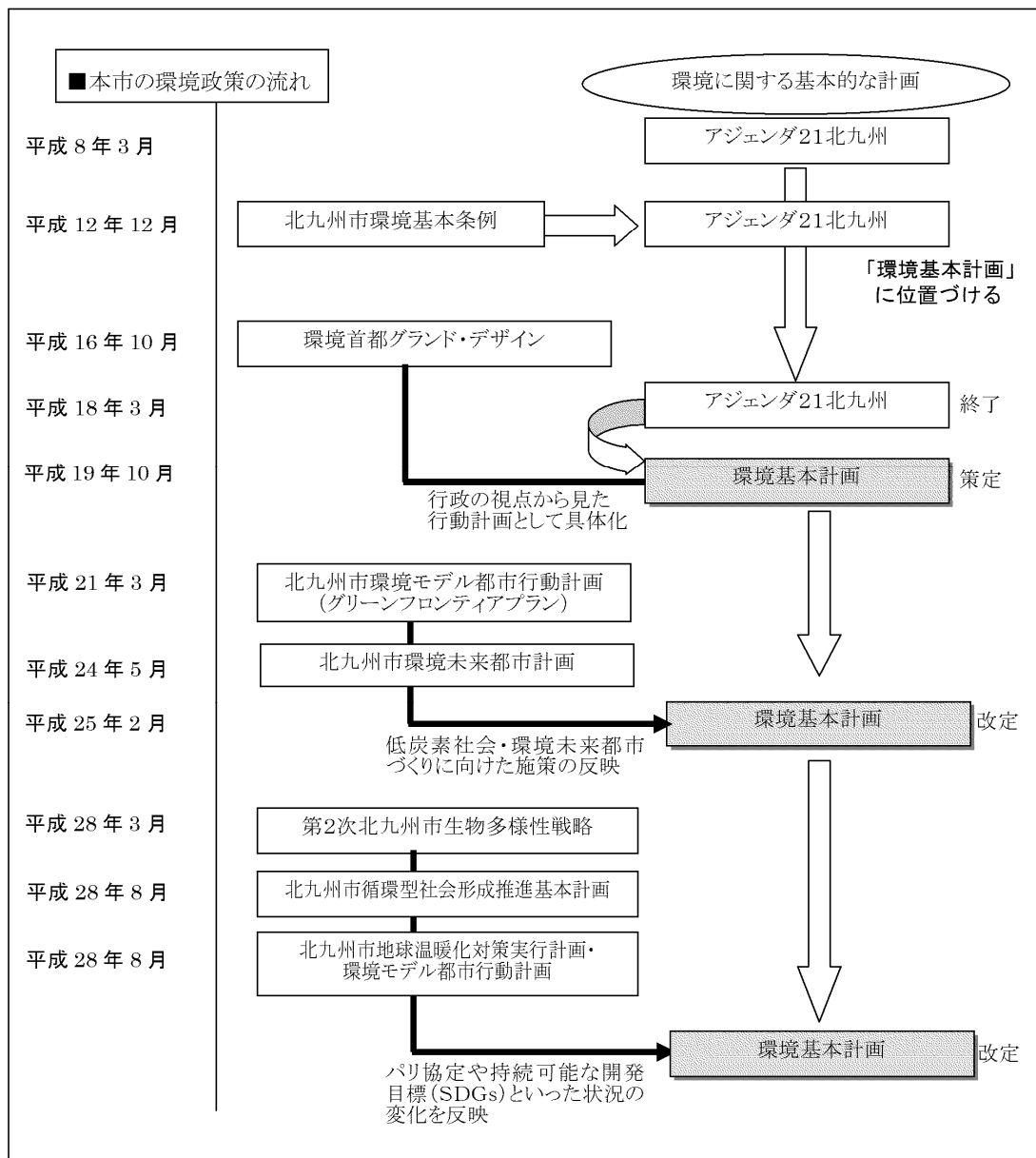
環境首都グランド・デザインは、環境・経済・社会を統合しようとするSDGsの内容を10年以上前に先取りしたものとも言えます。わたしたちはもう一度、環境首都グランド・デザインに立ち返って、環境首都及びSDGsの実現に邁進していきます。

第2章 計画の基本的事項

(1) 計画策定の経緯・趣旨

北九州市は、平成12年度に「アジェンダ21北九州」を北九州市環境基本条例（平成12年12月制定）に基づく環境基本計画として位置づけ、地球環境保全を含む環境保全全般に関する総合的・計画的な取組を進めてきました。この「アジェンダ21北九州」の計画期間終了後（平成17年度）、新たな環境基本計画を策定する必要が生じました。

一方、平成16年10月、「世界の環境首都づくり」の実現に向けて、市民・NPO、事業者、行政などのあらゆる主体が協働して取り組むための行動計画として「グランド・デザイン」を策定し、この環境首都グランド・デザインに掲げた理念や行動原則に基づいて環境首都づくりへの取組を進めてきました。



このような背景のもと、この環境首都グランド・デザインを具体化する行政計画として、平成19年10月に、北九州市環境基本条例に基づく「環境基本計画」を策定し、市民・NPO、事業者、研究機関、行政等が一体となった様々な取組を進めてきました。この計画は平成23年度の満了を踏まえて、平成24年度に改定され、同改定計画も、平成28年度で満了を迎えました。

平成24年度の計画改定以降、本市では、低炭素社会づくり、循環型社会づくり、自然共生社会づくりに向けた各計画の策定（改定）を行い、取組を進展させています。また、地球温暖化対策においては、途上国を含むすべての国が参加するパリ協定が締結され、さらに、国際連合による持続可能な開発アジェンダにおいて、MDGs（ミレニアム開発目標）に代わる新たな目標として、SDGs（持続可能な開発目標）が設定されました。さらに、本市においても、前述のとおり、G7北九州エネルギー大臣会合が開催され、北九州イニシアティブが取りまとめられました。

こうした状況の変化を踏まえ、環境基本計画の見直しを行うものです。

（2）計画の性格

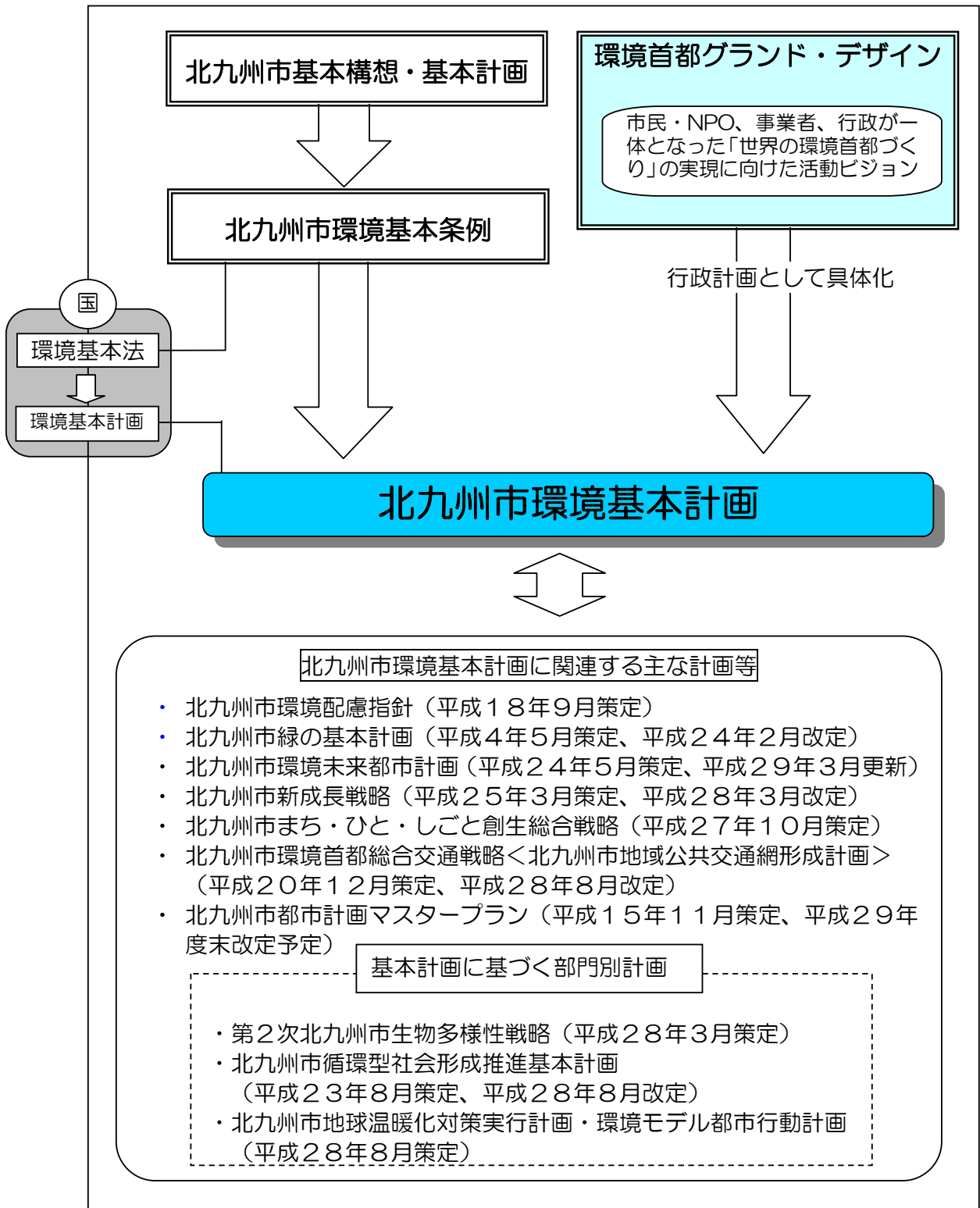
本計画は、

- ①北九州市環境基本条例第8条に定める環境基本計画、
- ②「世界の環境首都づくり」に向けて市民・NPO、事業者、行政が共に取り組む活動ビジョンである環境首都グランド・デザインに掲げる基本理念（「真の豊かさ」にあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ）を実現するため、行政が取り組むことを明らかにし、その実効性を担保する行政計画、
- ③環境首都グランド・デザインを踏まえつつ、SDGsを達成するための環境分野からの行政計画、

であるとともに、

- ④北九州市基本構想・基本計画である「元気発進！北九州」プランの分野別計画、
- ⑤北九州市環境基本条例第8条第7項に基づき策定する環境の各部門計画（北九州市地球温暖化対策実行計画（環境モデル都市行動計画）・北九州市循環型社会形成推進基本計画・第2次北九州市生物多様性戦略）の上位計画、
- ⑥北九州市環境未来都市計画、北九州市新成長戦略、北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略、北九州市環境首都総合交通戦略、北九州市緑の基本計画、北九州市都市計画マスタープラン、北九州市立地適正化計画、北九州市景観づくりマスタープラン、北九州市低炭素まちづくり計画等の環境分野における関連計画、

といった性格を有しています。



(参考)環境首都グランド・デザインの要旨

■環境首都グランド・デザインとは……

「人と地球、そして未来の世代への北九州市民からの約束」

このまちの環境を良くし、経済を活性化させ、ずっと快適に住み続けられるまちにするために、そして「環境首都」として認められるすばらしいまちを目指して、市民、団体、事業者、行政など地域のあらゆる人々が力をあわせて行動を起こしていくための活動ビジョン

前文

“環境は人の生存を支えるために欠くことのできないもの”との原点に立ち返り、「真の豊かさ」にあふれたまちを育み、未来の世代に引き継ぐことを決意する。

背景と決意：なぜ環境首都を目指すのか

地域の取組が重要であること
持続可能な社会への役割を率先して果たしていくことが使命
ここで暮らせて良かったと心から思えるまちにすること
次のような課題を解決するため
(ものを大切にすること、美しい街並み、マナーやモラル、エネルギー、情報共有・協力、など)

基本理念

「真の豊かさ」にあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ

これをあらゆる行動の最上位の価値基準に位置付け、その実現のために3つの柱を掲げる。

共に生き、共に創る

環境で経済を拓く

都市の持続可能性を高める

北九州市民環境行動10原則

- ① 市民の力で、楽しみながらまちの環境力を高めます
- ② 優れた環境人財を産み出します
- ③ 顔の見える地域のつながりを大切にします
- ④ 自然と賢くつきあい、守り、育みます
- ⑤ 都市の資産（たから）を守り、使いこなし、美しさを求めます
- ⑥ 都市の環境負荷を減らしていきます
- ⑦ 環境技術を創造し、理解し、産業として広めます
- ⑧ 社会経済活動における資源の循環利用に取り組みます
- ⑨ 環境情報を共有し、発信し、行動します
- ⑩ 環境都市モデルを発信し、世界に環を広げます

(参考)環境首都グランド・デザインの前文

前文

人の生命（いのち）や健康をおびやかす深刻な環境汚染を、わたしたちのまち北九州市は、克服してきました。そして、さらに快適な環境のまちをめざして、多くの努力を重ね、成果をあげてきました。

しかし、今や、人類の生存と将来をおびやかす温暖化をはじめとする地球環境の問題が、わたしたちの目の前に迫ってきています。

わたしたちは、この問題に全力をあげて取り組み、環境首都として世界に認められる都市をめざしていくことを決意しました。

今、わたしたち北九州市民は、1972年に国連が「人間環境宣言」で世界に呼びかけた“環境は、わたしたちの生存を支えるために欠くことのできないものである”との原点に、もう一度立ち返ります。その上で世界の環境首都の市民としての自覚をもって、必要な行動をおこします。これによって、人と人とが、時を越え、さらに地球上のすべての人と共に生きていける、「真の豊かさ」にあふれるわたしたちのまちを育み、未来の世代に引き継いでいくことを約束します。

(参考)北九州市環境基本条例一抜粋一

(目的)

第1条 この条例は、市民一人ひとりが、かつての激甚な公害を克服した経験を活かしつつ、自然、他の地域及び将来の世代と関わりながら生活しているという認識の下、多様化し、地球全体に広がる環境問題に取り組み、持続的発展が可能な都市づくりを進めるための基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下同じ。）に関する施策の基本的事項を定めることにより、市の自然的社会的条件に応じた施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的とする。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、次に掲げる基本理念に基づき行わなければならない。

- (1) 環境への負荷が少ない持続的発展が可能な都市を築き、将来の市民に良好な環境を継承していくこと。
- (2) すべての市民が安全で快適な生活環境を確保すること。
- (3) 豊かな自然環境と生物の多様性を保ちつつ、市民と自然とのふれあいを推進すること。
- (4) 市、事業者及び市民が地球環境保全を自らの問題として認識し、それぞれが事業活動及び日常生活における環境の保全のための取組を積極的に行うこと。
- (5) アジアの地域をはじめとする海外の地域と環境の保全に関する国際協力を積極的に行うことにより、持続的発展が可能な都市の構築に寄与するとともに、地球環境保全その他の環境の保全の推進を図ること。
- (6) 前各号に掲げる理念を実現するため、市、事業者及び市民がそれぞれの役割を自覚し、公平な役割分担の下に、相互に協力かつ連携して取り組むこと。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標
 - (2) 環境の保全に関する総合的な施策の方針
 - (3) 前2号に定めるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北九州市環境審議会の意見を聴かななければならない。
 - 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
 - 5 市長は、定期的に環境基本計画に基づく施策の進捗状況を確認するとともに、必要があると認めるときは環境基本計画を変更するものとする。
 - 6 第3項及び第4項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
市長は、環境基本計画に基づく施策を推進するに当たって必要があるときは、別に部門ごとの計画を定めることができる。

(3) 計画の期間

計画期間は平成 29 年度から平成 33 年度までとします。ただし、計画策定後であっても、PDCA サイクル等を踏まえて適宜計画の見直しを図るものとします。

(4) 計画の対象地域

本計画が対象とする地域は、基本的には北九州市の行政区となります。

一方で、我々の日常生活や経済活動を通じた環境への影響は、気候変動をはじめ、市町村の区域を越えて、海を越えて、ますます拡大しています。また、SDGs は、一自治体で実現可能なものではなく、様々な主体との連携・協働によって、世界全体で実現するものとされています。

そのため、北九州市の行政区を中心としながら、近隣自治体や海外も含めて、様々な主体と連携・調整しながら、計画の取組を進めていくこととします。

(計画の概要と体系)

第1部 計画の策定にあたって

第1章 北九州市のこれまでの取組

第2章 計画の基本的事項

(1)計画策定の経緯・趣旨 (2)計画の性格 (3)計画の期間 (4)計画の対象地域

第2部 北九州市環境基本計画の目指すもの

第1章 環境基本計画の基本理念(「真の豊かさ」にあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ)

第2章 基本理念を実現するための3つの柱と環境首都指標

○共に生き、共に創る ○環境で経済を拓く ○都市の持続可能性を高める

第3章 本市の強みを生かしたSDGsへの貢献 第4章 政策目標・基本施策・施策分野と各指標の設定

第3部 4つの政策目標とその基本施策・施策分野

(政策目標1) 市民環境力の更なる発展とすべての市民に支えられた「北九州環境ブランド」の確立

基本施策①: 環境活動と地域活性化の好循環

(市民・事業者のライフスタイル・ビジネススタイルの見直し/地域コミュニティやNPOの活動推進/連携・協働を通じたサプライチェーン全体での事業者による環境活動推進)

基本施策②: ESD等を通じた環境人財の育成

(就学前の子どもや高齢者を含めたESD・環境学習の推進/若者の横断的連携による市民環境力の更なる推進/高度な環境人財育成のための基盤強化)

基本施策③: 市民間の対話・協働を通じた環境リスクへの対応

(環境リスク等に対する対話の推進/環境に関する適切な情報の提供と環境リテラシーの養成/事業者による自主的な環境リスク対応の推進)

基本施策④: 国際協働等を通じた北九州環境ブランドの確立

(戦略的な環境国際協力の推進と国際的な環境ブランド力の強化/海外環境人財育成を通じた国際ネットワーク形成/環境分野の国際会議・国内イベントの誘致・開催/アジアの技術首都ブランドの確立)

(政策目標2) 2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現

基本施策①: 超低炭素社会を支えるストック型社会への転換

(産業界・都市構造も含めた徹底した省エネ・省CO2推進/良質な地区街区・住宅・建築物ストックの形成/自然資本の維持と利活用/ストックマネジメントによる低炭素化)

基本施策②: 超低炭素社会を実現する社会経済・技術・ライフスタイルのイノベーションと産業クラスターの構築

(再生可能エネルギーや水素、ICT/AI、人間工学・高機能素材等による超低炭素化技術開発と産業クラスターの構築/規制的手法・経済的手法等を通じた低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルの推進/環境金融などの金融的手法の検討)

基本施策③: 次世代エネルギー拠点の総合的な形成

(地域エネルギー拠点化の推進/水素エネルギー活用推進/地域エネルギーマネジメント・スマート化の推進/エネルギー人財育成・技術開発の推進)

基本施策④: アジア規模での超低炭素社会実現

(アジアの超低炭素化に向けた国際協力の推進、民間企業による海外展開の促進)

(政策目標3) 世界をリードする循環システムの構築

基本施策①: 3Rプラスの推進と資源効率性向上

(リデュース・リユース・高度なりサイクル等の推進/資源利用の効率化と廃棄物発電・熱利用の推進によるCO2・エネルギー消費量削減/再生資源・再生可能資源の積極利用/適正処理の確保)

基本施策②: 循環システムを支える施設整備・技術開発と循環産業拠点都市の形成

(安定的・効率的なごみ処理体制・循環システムを支える施設整備とごみ処理の広域連携/産業・地域共生としてのエコタウン・循環産業の高度化/環境産業ネットワークの構築と大学等と連携した資源循環研究拠点の形成/国際資源循環拠点の形成)

基本施策③: 化学物質や有害物質の適正処理・適正管理

(PCBの適正処理/水銀・アスベスト等の適正管理/化学物質管理/フロン対策)

基本施策④: 生物多様性の確保による自然循環

(生態系の場・種の保全/森里川海保全への取組/自然環境情報の深化・統合と人材育成、ネットワーク構築/豊かな自然の観光資源としての活用)

(政策目標4) 将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上

基本施策①: 安全・安心でレジリエントなまちづくり

(大気・水・土壌環境等の保全/適正なアセスメントと公害防止施策の推進/気候変動に対する適応への取組/環境防災力強化)

基本施策②: 環境と社会にやさしい快適なまちづくり

(ストック資源を活用した景観の保全とろうおいのある街並みの形成/高齢者・障害のある人等に優しいコンパクトシティ・公共交通の推進/セーフティネットの確保・コミュニティの活性化)

基本施策③: 環境産業育成と国際的なビジネスの推進

(地域経済循環の推進と環境産業における若年者・女性・高齢者の就職促進/持続可能な生産と消費の推進/FAISや北九州市立大学等と連携した環境技術開発・産業創出・生産性向上/JCM等海外事業や国際協力を通じた環境産業の海外展開)

基本施策④: SDGsの実現に向けた取組と環境ガバナンス

(SDGs達成に向けたモデル都市化の推進/SDGs達成に向けた環境ガバナンスの強化)

第4部 計画の総合的推進

第1章 計画推進の基本的考え方(進捗点検・PDCAの実施、指標など)

第2章 各年度の進捗点検の進め方(個別プロジェクト・指標の評価・要因分析など)